

# 郡山市東山霊園の一般墓所公募及び使用許可に関する要綱

平成22年12月24日制定

平成26年7月1日一部改正

平成27年3月10日最終改正

[生活環境部生活環境課]

(目的)

第1条 この要綱は、郡山市東山霊園条例（昭和44年郡山市条例第46号）及び郡山市東山霊園条例施行規則（昭和46年郡山市規則第15号）に定めるもののほか、一般墓所の公募及び使用許可に必要な事項を定めることにより、円滑な事務を図ることを目的とする。

(募集方法)

第2条 募集方法は、公募とし、市の広報紙に次に掲げる事項を掲載する。

- (1) 申込方法
- (2) 申込期間
- (3) 使用許可基準
- (4) 墓所規格及び区画数
- (5) 使用料及び管理料
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

(申込方法)

第3条 申込みは、郡山市東山霊園一般墓所を使用しようとする者（以下「申込者」という。）から一般墓所使用申込書（別記様式）の提出を受けるとともに、死体（胎）火葬許可証の原本の提示を受けることによるものとする。ただし、申込期間が随時の場合は、申込者を使用予定者とし、墓所使用申込書の提出を省略することができる。

(使用予定者の決定)

第4条 市長は、申込期間を設けて募集した場合において、申込者の数が使用させるべき一般墓所の募集数を超えるときは、申込者のうちから抽選により使用予定者を決定する。

(抽選の方法)

第5条 使用予定者の決定について抽選を行うときは、公開抽選の方法により行うものとする。

(許可申請)

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

郡山市長

## 一般墓所使用申込書

申 込 者	住 所		郡山市				
	フリガナ						
	氏 名						
	生 年 月 日		明治・大正・昭和・平成 年 月 日				
	電 話	自 宅					
		連 絡 先 (携帯電話等)					
墓 所 の 種 類			規制墓地	3.0 m <sup>2</sup>	4.5 m <sup>2</sup>	6.0 m <sup>2</sup>	
			自由墓地	6.0 m <sup>2</sup>	9.0 m <sup>2</sup>	12.0 m <sup>2</sup>	
提 示 書 類					受付番号		

※ 希望する墓所の種類を○で囲んでください。